

外環の地上部街路（外環の2）の都市計画に関する方針

東京都都市整備局

東京外かく環状道路（外環）の地上部街路（外環の2）は、昭和41年、高速道路の外環とともに、都内の都市計画道路ネットワークの一部として都市計画決定されている。

東京都は、平成19年に外環の都市計画を高架方式から地下方式に変更した際、関係区市等から出された要望を踏まえ、平成20年、「外環の地上部の街路について（検討の進め方）」を公表し、検討の視点と検討のプロセスを明らかにした。これに基づき、環境、防災、交通、暮らしの4つの視点で、この地上部街路の必要性やあり方などについて、広く意見を聴きながら検討を進めている。

このたび、これまでの検討を踏まえ、この地上部街路の都市計画に関する方針を下記のとおり定めた。

記

1 目白通りから青梅街道までの区間（練馬区間）

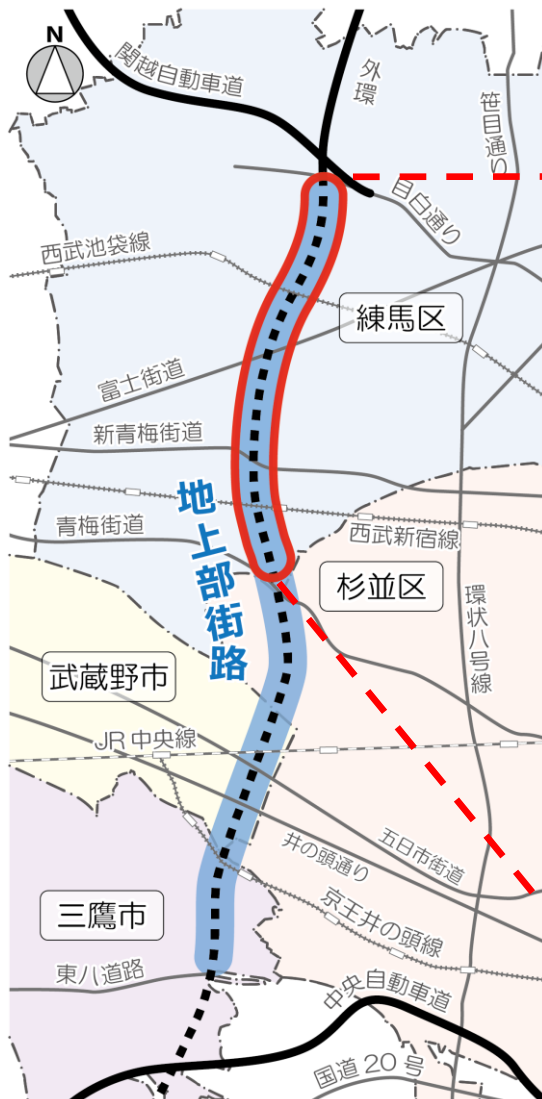
- 車線数は、2車線（片側1車線）とする。
- 標準幅員は、道路の基本的な機能を確保した上で、歩行者、自転車、自動車の通行空間を構造的に分離可能な22mとし、事業中の大泉ジャンクション地域及び（仮称）青梅街道インターチェンジの整備により地上部が改変される区間を除いて、都市計画の区域を縮小する。
- 上石神井駅周辺については、「上石神井駅周辺地区まちづくり構想（練馬区）」に示されたまちづくりの方向性を踏まえ、鉄道やバス等の交通手段を結節する機能を確保するため、現在の都市計画の区域を一部活用する。
- 具体の道路線形については、現在の都市計画の区域内において、地形、地物、現道活用等に配慮して設定する。
- 今後、地域住民等の意見を聴きながら都市計画変更の手続を進める。

2 青梅街道から東八道路までの区間（杉並、武蔵野、三鷹区間）

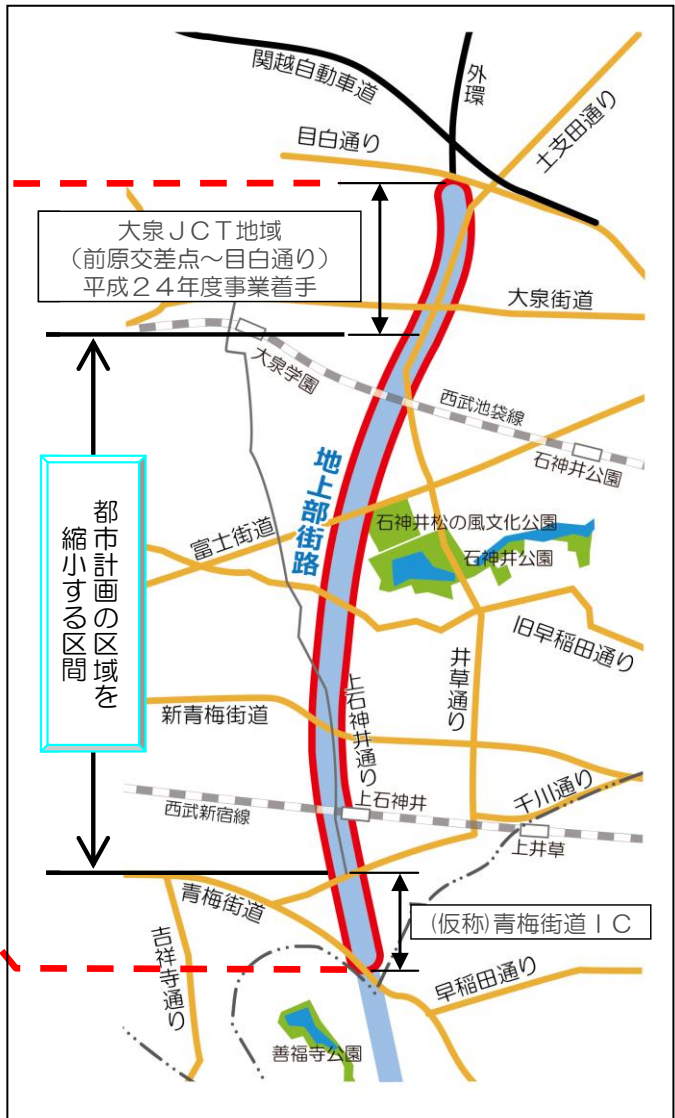
- 引き続き、検討のプロセスに基づき、広く意見を聴きながら検討を進める。

外環の地上部街路（外環の2）の都市計画に関する方針の付図

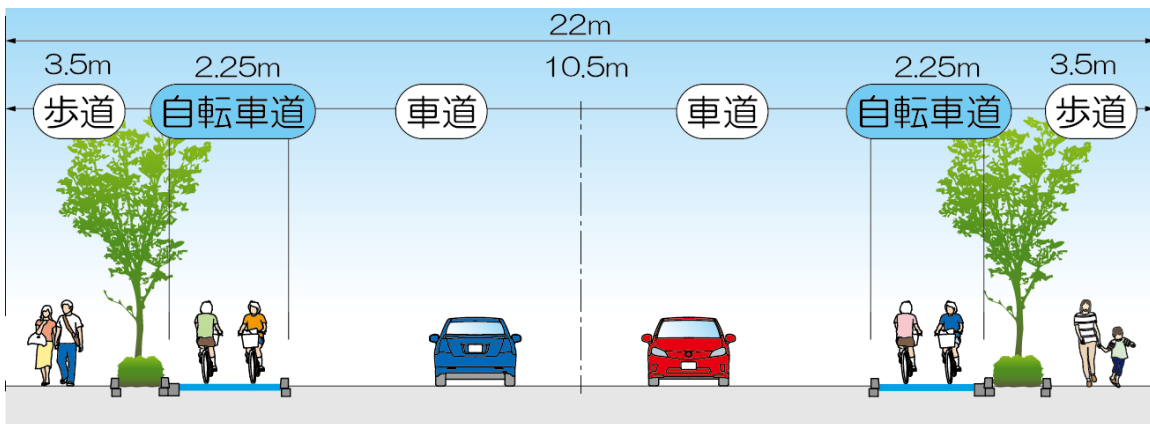
■平面図



■拡大図（目白通り～青梅街道（練馬区間））



■標準断面図（都市計画の区域を縮小する区間）



注：自転車道の整備形態については、今後、関係機関と調整し検討していきます。